

富田林市公共交通事業者支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、燃料費等の物価高騰等により、経営に深刻な影響を受けている公共交通事業者に対し、予算の範囲内で富田林市公共交通事業者支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、公共交通事業者の事業継続を支援し、もって市民生活に不可欠な移動手段である公共交通の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 法 道路運送法（昭和26年法律第183号）をいう。

(2) 公共交通事業者 次に掲げるものをいう。

ア バス事業者 法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者

イ 乗用タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（次号に掲げる者を除く。）

ウ 福祉タクシー事業者 乗用タクシー事業者のうち、業務の範囲を障害者等の福祉輸送サービスに限定する旨の条件が付された許可を受けたもの

(3) 年間実車走行キロ 令和6年度においてバス事業者が運行する本市域内の営業路線（本市又は富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会の委託を受けて運行する路線を除く。）の総延長に運行便数を乗じた距離をいう。

(4) 営業車両 令和7年4月1日（以下「基準日」という。）における乗用タクシー事業者又は福祉タクシー事業者が本市内で営業の用に供する車両（予備の車両を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本市域内を運行するバス事業者

(2) 本市域内を営業の区域とする乗用タクシー事業者

(3) 本市域内に営業所を有する福祉タクシー事業者

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者又はこれに属する者が次の各号のい

いずれかに該当するときは、補助金の交付対象としない。

- (1) 基準日から第5条の申請の日までの間、継続して事業を行っていない公共交通事業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
（補助金の額等）

第4条 補助金の額及び限度額は、次の表のとおりとする。

区分	補助金の額	限度額
バス事業者	年間実車走行キロ 10 万キロメートルにつき 100 万円	500 万円
乗用タクシー事業者	営業車両 1 台につき 6 万円	
福祉タクシー事業者		

備考

- 1 年間実車走行キロに10万キロメートル未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
 - 2 乗用タクシー事業者の営業車両の台数を算出する場合において、本市以外の区域にも営業の用に供している車両があるときは、その稼働実績で按分して算出（小数点以下は切り捨て）するものとする。
- 2 補助金の交付は、公共交通事業者の区分ごとにそれぞれ1回限りとする。
（交付の申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、富田林市公共交通事業者支援補助金交付申請書（請求書）（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 法第4条第1項に規定する国土交通大臣の許可を受けたことが分かる書類の写し
- (3) 本市内で運行又は営業し、若しくは営業所を有していることが分かる書類の写し
- (4) バス事業者にあつては年間実車走行キロ、乗用タクシー事業者及び福祉タクシー事業者にあつては営業車両の台数が分かる書類
- (5) 通帳その他振込先口座を確認することができる書類の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請の受付期間は、令和7年9月1日から12月26日までとする。

この場合において、市長は、必要に応じて受付期間を変更することができる。
(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、富田林市公共交通事業者支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

2 市長は、前条の審査の結果、適当でないと認めた場合は、富田林市公共交通事業者支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、第5条の申請を取り下げようとするときは、富田林市公共交通事業者支援補助金申請取下書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱又はこれに基づく市長の指示に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適當であると認められるとき。

2 市長は、交付決定後、前項の規定により補助金の申請を取り消したときは、富田林市公共交通事業者支援補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、第6条の交付決定後、第7条の規定により申請の取下げがあった場合又は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取下げ又は取消しに係る補助金を既に交付しているときは、富田林市公共交通事業者支援補助金返還命令書（様式第7号）により、期限を定めて返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に交付した補助金に対する第７条から第９条までの適用については、この要綱は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。